

堺商工会議所のマル経融資

無担保
無保証人

低金利
固定

保証料
不要

みなさまの資金調達を応援します

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、既存のマル経融資とは別枠で1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げする融資制度が設立されました。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長されます。

	融資限度額	利率	返済期間
通常部分	2,000万円	年 1.21% 固定金利(令和2年8月19日)	・ 運転資金：7年以内 (据置期間1年以内) ・ 設備資金：10年以内 (据置期間2年以内)
拡充部分 ※令和3年3月まで	別枠 1,000万円	当初3年間 上記金利 -0.9%	・ 運転資金：7年以内 (据置期間3年以内) ・ 設備資金：10年以内 (据置期間4年以内)

融資の仕組み

日本政策金融公庫との面談不要

小規模事業者

相談申込

アドバイス

堺商工会議所

審査会

推薦

日本政策金融公庫

審査

融資

マル経融資をご利用いただける方

●次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①常時使用する従業員数が、「商業・サービス業で5人(但し、宿泊業・娯楽業は20人)」以下
または、「製造業・その他の業種で20人」以下の方
- ②最近1年以上堺市内で事業をされている方
- ③堺商工会議所の経営指導を受けている方
- ④確定申告を行い、税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- ⑥拡充部分については、上記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヶ月の売上が
前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方

最初のご相談のときに、ご用意いただく書類

個人営業の方

- ・最近2年分の確定申告書・決算書
- ・今年の売上が分かる書類
- ・借入金の返済回数表(返済予定表)
(住宅ローンなども含む)

法人営業の方

- ・最近2年分の確定申告書・決算書
(勘定科目明細含む)
- ・試算表(最近3ヵ月以内)
- ・借入金の返済回数表(返済予定表)

※ご相談を進めていく中で、状況に応じて、追加で書類をお願いすることがあります。

ご利用希望の方は、事前にお電話でお問い合わせいただくか、
下記「相談申込書」に記載の上、FAXをお送りください。当所から、ご連絡いたします。

相談申込書

事業所名		所在地	
代表者名		TEL	
ご希望額		FAX	
使 途	運転資金 ・ 設備資金	日本政策金融公庫のご利用	あり ・ なし

お問い合わせ先

堺商工会議所 経営支援課

〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23 TEL 072-258-5503 FAX 072-258-5580